

合同案の内容如何等に依りては敢て樂觀を許さずと言はねばならない。

二、労働団体の態度

a、社大黨系（舊社民黨）の運動

1、製鐵所長官との會見

今議會に製鐵官民合同案の提出が傳へらるゝや眞先に行動を起したのである、即ち昨^日末既に官勞同志會は十二月二十三日鐵聯は同月二十四日夫々執行委員會を開催し職夫勞働と共に共同闘争を講ずるところがあつたが、先づ合同案内容を確むる必要ありとし、越へて一月四日伊藤卯四郎（總同盟九聯會長）島津重藏、横大路茂（鐵聯）及び草壁等（職勞）の四氏が製鐵長官に會見したのである。其の會見内容の要點は、
問一、製鐵五社は目下衰微の際故國家的見地より嚴密なる現

物評價をなし買収しては如何

答、買収は巨額の費用を要し實現容易ならず商工省は最善の方策として製鐵業の大合同を採用せり

問二、合同はボロ會社救済とならざるや。

答、合同實現後に非らざれば明言し難し。

問三、民營移管は自然従業員の待遇條件低下とならざるや

答、現在より低下せざる様努力する。

問四、合同の結果一部營利會社に對し不勞所得に依る配當を爲し更に金融資本の直接支配を受けざるや。

答、政府の監視と法律の制限とに依り其の憂なしと信す

問五、長官部長は政府の任命となるや、會社重役の任命となるや且つ政黨化する虞なきや。

答、實現後に非らざれば明言し難し。

2、八幡支部執行委員會開催